

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和 2年 6月10日
発信課	水道局 上下水道部 管路管理課
担当者	松田 守正
連絡先	電 話 0166-24-3140 (水内360)
	F A X 0166-24-7514
	E-mail kanrokanri@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他
日 程	
発表項目	下水道接続調査及び下水道使用料の誤徴収について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>調査内容及び結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和2年3月31日、宅地内生活雑排水漏れから下水道使用料誤徴収が発覚したことを受け、下水道が整備される以前に建築され、下水道接続確認図が未提出のまま、下水道使用料を賦課している64軒について、4月21日から6月1日の期間で下水道接続調査を実施。 ○建築物の使用者から許可を得た上で私有地へ立ち入り、トイレや排水口等から水を流し、その流出先が公共汚水柵であるかを確認。 ○同年4月22日、1軒で生活雑排水の宅地内排水管が公共汚水柵ではなく、雨水管に接続されていることを確認し、使用者に対する約21年分の下水道使用料誤徴収が判明。 <p>誤徴収の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○世帯数 1世帯 (一戸建て一般住宅) ○誤徴収期間 平成11年5月17日～令和2年3月16日 ○返還の根拠 民法第724条第2号及び旭川市下水道使用料過誤納返還金事務取扱要綱第4条の規定に基づき20年分の誤徴収額と利息分。 ○還付返還金 408,848円 <p>誤徴収に至った経緯と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成11年3月、現使用者から転居に伴う水道の新規使用申請を受理。 ○平成11年5月17日から下水道使用料を賦課し、現在に至る。 ○令和2年4月22日、使用者へ宅地内排水管の接続状況について説明。 ○令和2年5月13日、還付返還金について了承を得る。 ○令和2年5月22日、返還済み。 ○使用者により公共汚水柵への接続工事を行うよう依頼中。 <p>再発の防止</p> <p>古い家屋の改造などによる新たな接続申請等を受け付けた場合には、下水道接続確認図の記載内容及び現地における接続状況の確認を徹底する。</p>
添付資料	有 ・ 無
報道（取材）に当たってのお願い	
備 考	